

札幌版次世代住宅適合審査補助金交付要綱

[平成 28 年 3 月 3 日 都市局長決裁]

(最終改正 平成 31 年 3 月 1 日)

(目的)

第 1 条 この要綱は、「札幌版次世代住宅性能評価に係る適合審査事務取扱要領」(以下「適合審査事務取扱要領」という。)で定める適合審査を受けて、札幌版次世代住宅性能評価を申請しようとする者に対して、その費用を補助する札幌版次世代住宅適合審査補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めることにより、省エネルギー性能の高い住宅の建築を促進し、もって市内の住宅から排出される二酸化炭素の削減を図り、本市における地球温暖化対策を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語は、適合審査事務取扱要領で使用する例によるもののほか、当該各号の定めるところによる。

- (1) 適合審査 札幌版次世代住宅の性能の評価及び表示に関する要綱第 2 条に規定する審査
- (2) 依頼日 適合審査事務取扱要領第 6 条第 1 項に規定する札幌版次世代住宅設計適合審査依頼書を、適合審査機関に提出した日
- (3) 休日 札幌市の休日を定める条例(平成 2 年条例第 23 号)第 1 条に規定する本市の休日

(補助の条件)

第 3 条 国、北海道又は札幌市の他の補助事業等(以下「他の事業」という。)により補助金等が交付される場合(予定を含む。)は、この要綱による補助の対象としない。ただし、この要綱による補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分することができる場合はこの限りではない。

(補助対象となる適合審査)

第 4 条 補助の対象となる適合審査は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 適合審査機関による適合審査を実施したもので、札幌版次世代住宅認定証の交付を受けていること。
- (2) 適合審査を実施する住宅に住宅以外の用途を設ける場合は、居住部分の床面積(住宅以外の用途に供する部分との兼用部分は面積按分とする。)が延べ面積(風除室、自動車車庫等を除く。)の 2 分の 1 以上を有していること。

(補助対象者)

第5条 補助の対象となる者は、個人にあつては次の第1号及び第2号を、法人にあつては第1号から第3号までの要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市町村民税及び道府県民税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないこと。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき建設業の許可を受けていること。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、適合審査にかかる費用のうち、申請者が負担した金額（税抜）とする。

- 2 補助金の上限額は、34,000円とする。

(補助金交付申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、札幌版次世代住宅適合審査補助金交付申請書（様式1）に別に定める関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、札幌版次世代住宅適合審査補助金交付決定通知書（様式2）又は札幌版次世代住宅適合審査補助金不交付決定通知書（様式3）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金交付決定について条件を付することができる。

(適合審査の依頼)

第9条 適合審査の依頼日は、前条に規定する補助金交付決定後でなければならない。

(補助金交付申請内容の変更)

第10条 申請者は、第7条の申請内容を変更するときは、札幌版次世代住宅適合審査補助金交付決定変更申請書（様式4）に別に定める関係書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

- 2 市長は前項の申請を受けたときは、当該申請内容を審査の上、その適否を判断し、札幌版次世代住宅適合審査補助金交付決定変更申請承認通知書（様式5）又は札幌版次世

代住宅適合審査補助金交付決定取消通知書（様式10）により申請者に通知するものとする。

- 3 申請者が適合審査事務取扱要領第10条第1項の規定による依頼に伴い、適合審査にかかる費用に変更が生じるため、第1項に規定する申請をし、第2項の変更申請承認通知書の交付を受けたときは、変更にかかる補助金の上限額は、17,000円とする。

（辞退の届出）

第11条 申請者は、補助金の交付を辞退するときは、札幌版次世代住宅適合審査補助金交付辞退届（様式6）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は前項の辞退届の提出を受けたときは、補助金交付決定を取り消し、札幌版次世代住宅適合審査補助金交付決定取消通知書（様式10）により申請者に通知するものとする。

（札幌版次世代住宅の認定報告）

第12条 第8条の規定により補助金交付決定を受けた者は、適合審査を完了し、札幌版次世代住宅認定証の交付を受けたときは、札幌版次世代住宅適合審査補助金認定報告書（様式7）に別に定める関係書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 前項に規定する認定報告書の提出は、原則として、補助金交付決定日の属する年度の2月末日（休日に当たるときは、その翌日）までに行わなければならない。

（補助金の確定）

第13条 市長は、前条の報告書の提出を受けたときは、当該報告内容を審査の上、その適否を判断し、札幌版次世代住宅適合審査補助金交付額確定通知書（様式8）又は札幌版次世代住宅適合審査補助金交付決定取消通知書（様式10）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の規定により補助金額の確定を受けた者は、札幌版次世代住宅適合審査補助金交付請求書（様式9）に別に定める関係書類を添えて、速やかに市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 前項の規定による補助金交付の請求は、原則として、補助金交付決定日の属する年度の3月末日（休日に当たるときは、その翌日）までに行うものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する請求により申請者に補助金を交付するものとする。

（手続代行者）

第15条 申請者は、第7条、第10条、第11条、第12条及び第14条に規定する申

請、届出、報告及び請求について、他の者に手続きの代行を依頼することができる。

- 2 前項の規定により手続きの代行を依頼する場合は、市長にその旨を書面により届け出なければならない。
- 3 申請者から手続きの代行を依頼された者（以下「**手続代行者**」という。）は、手続きの代行を通じ得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 21 年法律第 49 号）を遵守して取り扱わなければならない。

（補助金交付決定の取消し）

第 16 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

- 2 市長は、前項の規定により取消しを行うときは、札幌版次世代住宅適合審査補助金交付決定取消通知書（様式 10）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 17 条 市長は、前条の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付していたときは、期限を指定し、札幌版次世代住宅適合審査補助金返還命令書（様式 11）により、申請者に返還を命じるものとする。

- 2 前項の規定により、補助金の返還を命じられた者は、指定された期限までに補助金を返還しなければならない。

（書類の整備、保存）

第 18 条 第 14 条第 3 項の規定により補助金の交付を受けた者は、この要綱に基づき本市より受けた関係書類を補助金交付後 5 年間保存しなければならない。

（調査等の実施）

第 19 条 市長は、この要綱による補助金の執行の適正を期するため、申請者の状況を調査し、又は申請者に報告を求めることができる。

- 2 申請者は、前項に規定する調査等に協力しなければならない。
- 3 市長は、前項の協力が得られないときは、補助金交付決定を取り消すことができる。
- 4 市長は、前項の規定により取消しを行うときは、札幌版次世代住宅適合審査補助金交付決定取消通知書（様式 10）により申請者に通知するものとする。

(業務の委託)

第20条 市長は、この要綱に基づく事業の全部又は一部を委託することができる。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、住宅担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月22日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月14日)

この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

附 則 (平成31年3月1日)

この要綱は、平成31年月22日から施行する。

要綱様式

要綱関係条項	名称	様式
第7条	札幌版次世代住宅適合審査補助金交付申請書	様式1
第8条第1項	札幌版次世代住宅適合審査補助金交付決定通知書	様式2
第8条第1項	札幌版次世代住宅適合審査補助金不交付決定通知書	様式3
第10条第1項	札幌版次世代住宅適合審査補助金交付決定変更申請書	様式4
第10条第2項	札幌版次世代住宅適合審査補助金交付決定変更申請承認通知書	様式5
第11条第1項	札幌版次世代住宅適合審査補助金交付辞退届	様式6
第12条第1項	札幌版次世代住宅適合審査補助金認定報告書	様式7
第13条	札幌版次世代住宅適合審査補助金交付額確定通知書	様式8
第14条第1項	札幌版次世代住宅適合審査補助金交付請求書	様式9
第10条第2項 第11条第2項 第13条 第16条第2項 第19条第4項	札幌版次世代住宅適合審査補助金交付決定取消通知書	様式10
第17条第1項	札幌版次世代住宅適合審査補助金返還命令書	様式11